英国欧州離脱による欧州特許の影響について





Plougmann & Vingtoft、Ph.D, 日本弁理士 **岡山 新史*** 奈良先端科学技術大学院大学 客員准教授、日本弁理士 吉田 哲**

はじめに

2016年6月に行われた国民投票により、英国民はEUからの離脱を支持した。ドイツをはじめ EU諸国は英国に早期離脱の手続きを求める声明を発表している。英国はこれまでEUのメンバーとして他のEU諸国との調和を図ってきたものの、独立となればEU諸国と個々の条約締結が必要になるという。では、英国の特許制度を考えたときに、欧州特許条約の取り扱いはどうなるのであろうか。また、この長年議論され続けてきた、EU加盟国に単一の特許を付与する欧州統一特許制度、そして一の裁判所で特許紛争を解決する統一特許裁判所制度の発効がいよいよ現実のものとなろうとしている。果たして英国離脱はこれら新制度にどのような影響を与えるのであろうか。本稿では、これらの問題に関して、英国離脱の影響について解説を行う。

1. 英国国民投票の意味

2016年6月23日に英国の欧州連合離脱是非を問う国民投票が実施され、51.9%が離脱を支持したことで英国のEU離脱は決定的と報じられている。ただし、国民投票に法的拘束力はないため、議員の過半数が残留派で占められている国会に議案が提出されれば、民意に背いてでも投票結果を覆すことも法的には可能である。さらには、英政府がEUに対して、EU条約第50条で規定されている「脱退通告」を行って初めて「2年後のEU法適用の停止」という期限へのカウントダウンが始まる(The Lisbon Treaty Art.50(2))。したがって、英国政府が「脱退通告」を行っていない現状では、英国離脱の正確な時期は現時点では不明である。

2. 欧州特許条約、欧州統一特許制度及び統一特許裁判所制度

欧州で特許を取得する場合、個別の国に直接出願することは可能である(いわゆる、パリ条約ルート)。一方、欧州の複数国での特許を取得する場合は欧州特許条約に基づく出願が可能であり、多くの日本企業が利用している。また、EU加盟国での単一特許を可能とする欧州統一特許制度及び統一特許裁判所制度は遂に最終段階まできている。英国離脱の影響を検討する前提とし